

# 令和2年4月1日から

0歳から5歳までの障がいのある子どもたちのための

児童発達支援等の副食費相当額を**補助**します

就学前の障がいのある子どもを支援するため、  
副食費相当額を以下のとおり補助します。

## 補助対象費用

- ・ 児童発達支援又は医療型児童発達支援を利用した際に、実費負担した副食費相当額（副食の食材料費をいい、おやつ、牛乳、お茶代等を含む。）
- ・ 補助金額の上限は、利用者ひとり当たり月額4,500円

## 補助対象者

0歳から5歳までの子どもで、守口市から「児童発達支援又は医療型児童発達支援」の支給決定を受けた方の保護者

（令和2年度の補助対象者は、平成26年4月2日以降に生まれた子どもの保護者）

## 補助金申請手続きの流れ

- ① 「副食費相当額を支払ったことの証明となる書類（領収書等）」及び「記入した申請書」の2点を市宛に提出してください。
- ② 市で審査後、補助対象であれば、交付決定通知を対象者宛に発送します。
- ③ 記入・押印した補助金請求書を市宛に提出してください。
- ④ 補助金請求書で指定された口座に振り込みます。

※ 副食費相当額の費用が明示された領収書等が必要です。（記載例：おやつ代 ○円）

※ 令和2年4月以降に利用した分の副食費相当額について補助します。

※ 守口市外の事業所を利用した場合や、同一月内で複数の事業所を利用した場合も補助対象となります。

問い合わせ先：守口市 健康福祉部障がい福祉課

TEL:06-6992-1635